

これまでの議論の整理等に関するメモ・その

1 最高裁判所に設置する機関について

設置

< 確認された点 >

- ・最高裁判所に、下級裁判所の裁判官（以下、「裁判官」という。）の指名過程に關与する委員会（名称は未定。以下、「委員会」という。）を置くこと。

* なお、委員会の設置は、法律によるべきか、最高裁判所規則によるべきかという点については、最高裁判所規則によるべきであるとの意見が多かったが、さらに委員会の内容を検討した上で、再度議論することとされた。

所掌事務等

< 確認された点 >

- ・委員会は、最高裁判所の諮問を受けて、裁判官として任命されるべき者を指名することの適否を審議し、その結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。委員会は、指名の適否について意見を述べるに当たっては、その理由を付することができること。
- ・最高裁判所は、任官希望者全員を記載した名簿を委員会に提示すべきこと（任官希望者全員を諮問の対象とすべきこと）。
- ・委員会は、最高裁判所の諮問を受けて、上記の指名に関する事項（指名に当たっての選考基準等の一般的事項）を審議し、その結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。

* 「委員会に独自の推薦機能を持たせる必要があるかについて議論されたが、委員会に推薦機能を持たせる必要はないこと、また、任官希望者は最高裁判所に

任官の申込みをすべきであり，委員会に応募させる必要がないこと」が確認された。

* 最高裁判所は，諮問に際して，任官希望者に関する一定の資料を提供するが，任官希望者の指名の適否に関する意見を付さないで，いわば白紙の状態で諮問すべきことが確認された。

* 委員会は，適否の判断に加えて，任官希望者に対する段階的評価に関する意見を述べることとすべきかについて議論されたが，「委員会は適否のみの答申に止めるべきこと（このような意見は，指名の適否に関する意見の理由の運用の問題とすべきであること）」が確認された。

(検討すべき点)

- ・ 委員会の審議の対象とすべき裁判官の範囲はどうすべきか。高等裁判所長官，簡易裁判所判事，短期間裁判官の身分を離れていた者が復帰する場合について，対象としないものがあるか。

《関連する意見の要旨》

- これらの者は全て対象から外してもよいと思う。
- 簡易裁判所判事については，その権限が限定的であり，選考試験合格者は簡易裁判所判事選考委員会の審査を経ていること等からすると，委員会の審議の対象としなくてよいのではないか。
- 簡易裁判所判事を審議の対象から除外する合理的な理由はない。簡易裁判所判事選考委員会の審査は資格付与のためのものであり，指名の適否に関する審査を別途行うべきである。
- 高等裁判所長官の職務内容は司法行政に関するものであるし，対象となるべき者は，判事任官・再任の審査を数次にわたって受けているのが通例であるから，審議の対象とするのには違和感がある。
- 高等裁判所長官を審議の対象から除外する合理的な理由はない。
- 高等裁判所長官については，一応審議の対象とした上で，委員会が運用についてしかるべきガイドラインを定めるという方法もある。短期間裁判官の身分を離れている者についても同じ枠組みが考えられる。

- 例えば，判事補が多様な経験を得るため短期間裁判官の身分を離れていた場合等については，審議の対象としなくてもよい。

所掌事務に関連する事項

(検討すべき点)

- ・ 委員会が指名を受けようとする者を適任としなかったときには，その者に何らかの形で通知すべきか。
- ・ 最高裁判所は，裁判官の指名の結果について，委員会に通知することとしてはどうか。どのような場合に通知することとすべきか。例えば，任官希望者を指名しなかったときはどうか。指名の結果のほか，その理由も併せて通知することはどうか。

《関連する意見の要旨》

- 透明性の確保という観点から，最高裁において委員会の意見がどのように反映されたか分かる仕組みが必要である。
- 最高裁と委員会の意見が異なった場合，委員会にフィードバックさせるような方法をとることにより，透明性の確保を図ることを考えるべきである。

委員会の組織，構成

(検討すべき点)

- ・ 委員会は，何人程度で組織すべきか。
- ・ 委員会は，どのような構成，選任方法をとることとすべきか。例えば，法曹関係者のほか，学識経験のある者で構成するのはどうか。その構成比はどうすべきか。ユーザーサイドの声の反映については，どのように考えるべきか。
- ・ 委員の任期はどうすべきか。3年でどうか。再任されることができるとしてよいか。

- ・委員の勤務形態（常勤・非常勤）はどうすべきか。
- ・委員長を置くこととしてよいか。委員長は、委員の互選により選任することによいか。委員長の権限をどうすべきか。

《関連する意見の要旨》

- 委員会の構成は、この委員会を経て指名・任命された裁判官が、自分の背景には国民がいるのだという自負を抱けるようなものにすべきである。
- 委員会の構成は、国民の意見ができるだけ反映されるよう、法曹関係者に限らず、もう少し幅広い有識者（国民が納得できるような中立公正な人）を入れるべきである。
- 委員会の構成については、国会での利害調整と異なるので、直接的な利害の投影がないようにすべきである。
- 委員会の構成は、自然科学分野の論文審査のように、プロの専門家集団を中核とすべきである。判断に当たっての中立性が明確になっていれば、国民各層から委員を選ばなくても国民の納得を得られるのではないか。
- 委員会の構成については、司法が社会生活を支える基本的なものであることから、そういう意味で利害関係の深いユーザーサイドの声を反映できる委員をいれなくてもよいのかという点も考える必要がある。

委員会の運営方法，権限等

（検討すべき点）

- ・委員会の定足数は、過半数としてよいか。
- ・委員会は、任官希望者を審査するに当たって、対象者によって審査方法に差異・軽重を設けるべきか。設ける場合どのような基準によるべきか。
- ・委員会は、原則として任官希望者全員について面接等を実施すべきか。あるいは、委員会が必要とする場合にのみ面接等を実施することで足りるか。
- ・委員会は、適任者の選考等について実質的な判断を行い得るよう、必

要な意見聴取等を行えることとするのはどうか。例えば，任官希望者に必要な説明を求め，あるいは，任官希望者の意見を聴くことができることとするのはどうか。

- ・ 委員会には，最高裁判所からどのような資料が提供されるべきか。また，委員会は，それ以外にどのような資料を収集すべきか。法曹関係者，訴訟当事者等からの資料はどうか。
- ・ 委員会は，必要がある場合には，関係機関（裁判所，検察庁，日本弁護士連合会，弁護士会等）に，資料提供等の必要な協力を依頼することができることとするのはどうか。

（注）

委員会の運営方法等は，その審議方法と密接に関連するが，委員会の審議方法は，任官希望者の類型によってかなり異なると考えられる。このような類型による審議の相違，負担，比率等を踏まえて，運営方法等について検討する必要がある。

例えば，司法修習生からの任官希望者の場合には，司法修習における情報資料（修習成績等）を基礎資料とし，委員会が面接，情報収集を行う必要性等について検討しつつ審議することになると思われる。裁判官からの任官希望者の場合（判事任官，再任等の場合）には，裁判官として職務遂行した期間の情報資料（最高裁判所が提供する人事評価に関する資料等）を基礎資料としつつ，委員会が最高裁判所に追加資料を請求し，面接，情報収集を行う必要性等について検討しつつ審議することになると思われる。弁護士，学者等からの任官希望者の場合には，裁判所には任官希望者に関する情報資料が乏しいため，任官希望者の提出資料，弁護士会の推薦資料等のほか，委員会が情報資料を適宜収集しつつ審議することになると思われる。

《関連する意見の要旨》

- 適格者の選考のイメージとしては，「予備審査方式」と「全部審査方式」が考えられる。この間に様々なバリエーションがあるが，審査の透明性という観点から，「全部審査方式」がこれに近い方式が適切であり，負担

が大きいので下部組織も分担して審査すべきである。必要な資料・情報の収集については、各執務地の法曹関係者等からの評価・情報の提供を受けることが重要である。

- 任官希望者が自分で3～5人の専門家に専門的な推薦状を作ってもらうのはどうか。閉ざされた組織の中の評価ではなく、もう少しオープンな形にすることが必要ではないか。
- 任官希望者の類型によって審議方法が異なるであろうが、全部審査方式がよいのではないか。裁判官からの任官についても、再任希望調査表の記載の程度から見ると、委員が全部を読むことが可能であろう。
- 予備審査方式は必ずしも透明性を害するとは言えない。むしろ、情報収集を合理化し、中央の委員会で論点を絞った形で実質的な審議を行うことが重要である。
- 委員会で実質的な審議をすることが、透明性や国民的基盤を確保する意味で重要であるから、多くの任官希望者のうちコントラヴァーシャルなケースに絞って重点的に審議すべきである。ヒアリング等の具体的な判断資料の収集方法は、委員会が適宜判断して行えばよい。
- 修習生や弁護士からの任官の場合は面接が必要であろうが、裁判官からの任官の場合には、少なくとも1回のスクリーニングを経ているから、予備審査方式で問題があるケースについて面接すれば足りるのではないか。
- 裁判官を最も身近で見ている者、すなわち法曹関係者の評価が重要な情報となってくるのではないか。ブロック機関が情報を集積し、裁判所情報とすり合わせして、スクリーニングして中央機関にあげるべきではないか。
- 裁判官の指名の適否を判断するに当たって必要な資料は対象となる人によって違ってくるので、全員に面接しなければならないとか、こういう資料が必ずなくてはいけないといったことを、固定化して規則に入れるのではなく、委員会は必要な資料を求めることができるという一般的条項を規則に入れ、あとは委員会の運用に委ねればよい。

* なお、最高裁判所から提供されるべき資料、委員会が収集すべき資料等について、裁判所外からの情報等をどのように取り扱うべきかが議論されたが、最高裁判

所における裁判官の人事評価の在り方に関する検討状況の報告を受けて、更に検討することとされた。

2 下部組織の設置について

設置

< 確認された点 >

- ・ 委員会に、下部組織を設置すること。

下部組織の機能，所掌事務

(検討すべき点)

- ・ 下部組織はどのような機能を果たすべきか。
- ・ 委員会のために、任官希望者に関する情報の収集，提供を行うこととするのはどうか。
- ・ 下部組織についても、委員会と同様に推薦機能を持たせる必要はないこと、また、任官希望者は最高裁判所に任官の申込みをすべきであり、下部組織に応募させる必要がないこと、としてよいか。
- ・ 下部組織が、任官希望者に関する意見を付することができることとしてよいか。

《関連する意見の要旨》

- 下部組織の機能としては、任官希望者に関する情報の収集・提供に加えて、指名候補者の推薦・選考をも持たせるべきである。下部組織についても、委員会と同様に直接応募方式でよい。
- 下部組織の機能は、正確な情報を収集するものとすべきである。下部機関に推薦権限を与えるのは、最高裁の指名権の本質からみて権能を越えているのではないか。

- 情報の収集・提供のために下部組織は必要である。中央の委員会の権能との関係で、下部組織に推薦機能を与える意味は何か。
- 下部組織の推薦機能については、修習生からの任官、判事再任の場合には矛盾が出てくることになるので、慎重に検討すべきである。
- 選考基準と実質の違い、実態の把握が重要である。下部組織は、中央の委員会をサポートし、一体となって指名候補者を選考できるよう、意見を具申できることにした方がよい。
- ブロック機関は、情報収集だけでなく、意見を付することができるようにすべきである。
- ブロック機関が情報を集積し、裁判所情報とすり合わせして、スクリーニングして中央機関にあげるべきではないか。

下部組織の組織，運営方法，権限等

(検討すべき点)

- ・ 下部組織は、高等裁判所管内をブロックとすることとしてよいか。
- ・ 下部組織の組織形式，構成等をどうすべきか。委員会形式としてよいか。
- ・ 下部組織の運営方法，権限等をどうすべきか。

《関連する意見の要旨》

- 下部組織は、高裁単位に設ければよい。
- 下部組織を設け、情報収集するとした場合には、どのような方法で、どのような情報を収集するのかをきちんとしないと、裁判官の独立が阻害され、ひいては司法への信頼を損なうおそれがあるので、慎重に考えるべきである。
- 下部組織を設け、情報収集の機能を持たせた場合、裁判官の情報を的確に把握できる人は現実にいるのかなど、運営上難しい問題があるのではないかな。

3 上記の機関に関するその他の事項について

(検討すべき点)

- ・ 上記の機関の庶務をどのようにすべきか。委員会については最高裁判所事務総局において、下部組織については下級裁判所の事務局において、それぞれ庶務を処理することはどうか。あるいは、独自の事務局を設置することはどうか。
- ・ その他に定めて置くべき事項があるか。例えば、上記の機関の手続の透明化のため、選考に関する基準、手続、スケジュール等を明示する規定を設けるべきか。